

# 平成 1 8 年度岐阜県都市計画審議会

( 第 1 6 5 回 ~ 第 1 6 7 回 )

議案 番号	議 案 名	概 要
----------	-------	-----

## 第 1 6 5 回 平成 1 8 年 7 月 1 2 日

1	<p>可児都市計画区域のうち可児市における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域の変更について ( 特定行政庁：岐阜県知事 )</p>	<p>可児都市計画区域用途地域の拡大(可児市決定)に伴う、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域の変更。 区域面積 約 6,375.2ha      約 6,389.2ha (約 14ha 増)</p>
2	<p>岐阜県都市計画審議会運営規程の一部改正について</p>	<p>岐阜県都市計画審議会運営規程の第 3 条第 3 項の改正を行う。  ( 会議の招集 )                      ( 会議の招集 ) 第 3 条第 3 項                      第 3 条第 3 項 岐阜県都市整備局長              岐阜県都市建築部長</p>

## 第 1 6 6 回 平成 1 8 年 1 2 月 1 3 日

1	<p>土岐都市計画道路の変更について ( 岐阜県決定 )</p>	<p>大富久尻線 路線の廃止 廃止延長 約 2,630 m 西之洞線 名称の変更 3・5・14号 西之洞線 3・7・14号 西之洞線 構造の変更 幅員の変更 幅員 12m 7.5m 車線数の決定 2車線</p>
2	<p>建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について ( 特定行政庁：岐阜県 )</p>	<p>廃油の油水分離施設(処理能力 64 立方メートル/日)を行う民間施設の新設。</p>

第167回 平成19年3月14日

1	<p>海津都市計画道路の決定について (岐阜県決定) (大臣同意)</p>	<p><u>東海環状自動車道</u> 路線の決定 名称 : 1・3・1 東海環状自動車道 起点・終点 : 海津市南濃町津屋字川東 ~ 海津市南濃町庭田字奥谷 延長 : 約5,010m 構造形式 : 嵩上式、地表式、地下式 車線数 : 4車線 幅員 : 23.5m</p>
2	<p>養老都市計画道路の変更について (岐阜県決定) (大臣同意)</p>	<p><u>東海環状自動車道</u> 終点の変更 養老町大跡字東畑 養老町横屋字外新田 延長の変更 約6,080m 約10,030m 車線数の決定 4車線</p>
3	<p>東海環状自動車道(養老町~海津市南濃町)に係る環境影響評価書について</p>	<p><u>東海環状自動車道</u> 環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第25条第3項の規定及び同法第41条第5項の規定により、当該路線の決定に係る環境影響評価書を付議する。</p>
4	<p>多治見都市計画道路の変更について (岐阜県決定) (大臣同意)</p>	<p><u>3・3・2号 国道248号線多治見バイパス</u> 区域の変更 光ヶ丘1,5丁目地内 (W=33m W=22m L=約120m) 光ヶ丘1,5丁目地内~多治見IC交差点 (W=33m W=32.75m L=約220m) 多治見IC交差点~金岡町2,4丁目地内 (W=33m W=26m L=約320m) 車線数の決定 4車線 <u>3・4・3号 金岡市之倉線</u> 区域の変更 国道248号線多治見バイパスとの接続部の区域の変更 車線数の決定 2車線</p>
5	<p>土岐都市計画区域のうち土岐市における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域の変更について (特定行政庁：岐阜県)</p>	<p>土岐都市計画用途地域の縮小(土岐市決定)に伴う、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域の変更区域面積 約9,502.3ha 約9,569.5ha(約67.2ha増)</p>
6	<p>建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について (特定行政庁：岐阜県)</p>	<p>既存の工場におけるプラスチック類の破碎施設(処理能力51.36トン/日)について、処理品目(廃プラスチック類)を追加することに伴い、その他処理施設に用途変更するもの。</p>